

大阪工業大学 知的財産研究科 知的財産専攻
専門職学位課程 特別研究論文審査基準

(審査の体制・方法)

- | | |
|---|--|
| 1 | 特別研究論文の審査は、主査と副査が行う。 |
| 2 | 主査は指導教員とし、副査は当該論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員とする。 |
| 3 | 研究科長は、主査と副査がまとめた審査報告書に基づき承認の可否を審査する。 |

(審査項目・基準)

下記項目をすべて満たした特別研究論文を合格とする。

審査項目	審査基準 (満たすべき水準)
1) 論文テーマの妥当性	知的財産の法律的側面、実務的側面、国際的側面、ビジネス側面に 関する観点から、研究目的が明確で学術的又は社会的意義を有する こと。
2) 研究方法の妥当性	目的達成のため、適切な研究方法を実践していること。
3) 独創性 (新規性)	テーマの設定、研究方法、表現・提示の方法、結論等において、 独創性 (新規性) を有していること。
4) 有用性	特別研究の実施と論文の作成が執筆者の専門的職業人への成長に とって有用なものとなっていること。
5) 信頼性	既往の研究等が適切に評価され、それらを自己の観点から十分に分析 していること。
6) 完成度	一貫した論理が展開され、学術論文としての体裁が整っていること。